

速度取締り指針

令和3年7月
横手警察署

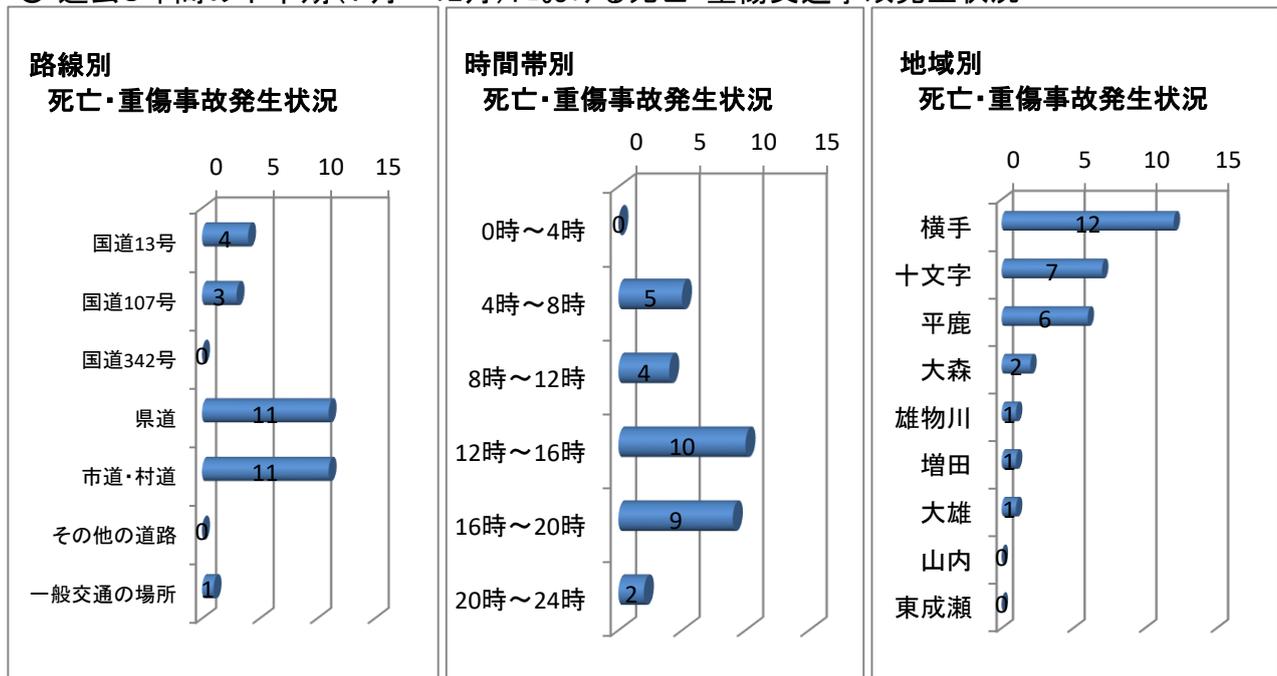
横手警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
国道107号	10:00～12:00 14:00～16:00	旧横手市～雄物川	50キロ
県道	10:00～12:00 14:00～16:00	旧横手市～大森	40キロ～法定

○ 重点路線以外の場所・時間であっても、速度取締りを実施することがあります。

横手警察署管内の下半期における交通事故状況

○ 過去3年間の下半期(7月～12月)における死亡・重傷交通事故発生状況



- 管内を東西に走る国道107号と南北に走る国道13号は交通量が多い。県道は国道ほどの交通量はなく、実勢速度は速い。
- 昨年下半年の人身交通事故(軽傷含む)の原因は、信号無視(13件)、前方不注意(12件)が特に多い。
- 過去3年間の下半期における重大事故の特徴
 - ・路線別では、県道、市道での発生が多いが、国道での発生もある。
 - ・時間帯別では、12時～16時の日中時間帯、16時～20時の夕方時間帯が多い。
 - ・地域別では、旧横手市内が特に多いが、十文字、平鹿地域も多い。

令和3年上半期(1月～6月)の人身事故発生状況(軽傷事故含む)

- 人身事故件数 30件(前年比-32件)
 - ・死亡事故 1件(前年比±0件)
 - ・重傷事故 5件(前年比-10件)
 - ・軽傷事故 24件(前年比-22件)
- 路線別発生状況
 - 国道 11件(前年比-10件 13号が9件で-4件、107号・342号が各1件)
 - 県道 3件(前年-13件)、市道その他 16件(前年-9件)

その他の交通指導取締り要点

- 幹線道路のほか、市道や生活道路・通学路においても可搬式自動速度取締装置により取締りを実施する。
- 横断歩行者妨害違反、一時停止違反、携帯電話使用違反などの取締りも実施する。